

ムダな軍事費は削れ!



平和憲法をもつ日本に海外派兵のための大型兵器が必要ですか?

- ★10年以上も約5兆円もの軍事費でミサイル兵器・海外派兵用の大型艦・大型装備の戦車・空中給油機・米空母護衛のためのイージス艦などに私達の税金が…
- ★アメリカの戦争協力はまっぴらゴメンです

自衛隊の海外派兵は憲法9条違反!

“やめさせましょう”
米軍へのおうばん振舞を

- ★国民の生活苦をよそに、10年来、約6000億円もの税金が米軍駐留経費に
- ★米兵の住宅からスポーツ・娯楽施設まで何でも「思いやり」予算(1993年以来、毎年約2000億円以上)として日本が提供
- ★駐留米軍が公用のために調達する光熱費・水道代・消費税・ガソリン税、移動のための高速道路代などが全部タダ(日本が負担している)

日本国憲法 第9条

【第1項】日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

【第2項】前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

◎ご意見・ご感想をお寄せください。茨城県平和委員会

〒310-0912 水戸市見川5-127-281 TEL・FAX 029-251-2806 e-mail ibahei@amber.plala.or.jp

ご賛同ありがとうございました。朝日新聞12月8日県内版に掲載されました。



昨年のソフトな「ありがとう憲法9条」と比べるとかなりきつい表現でした。今年は「憲法9条と暮らし」を軍事費と結びつけて、言いたい事はハッキリ・キチンと訴えようとイラストしました。表現がきつくなったのは、自民・公明の政治に対する怒りをそのまま素直に表したためです。今後のことでもありますので、ご意見や批判等をお寄せください。

掲載後のEメールや電話では「全く同感である」「行動に立ち上がらなければダメだ。集会の時や場所などを載せてくれれば参加したい」など励まされました。中には、「おうばん振舞」は「おおばん振舞」の間違いでは?との電話もあり

ました。

今回の意見広告賛同のお願いには快くご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

まだ賛同団体・個人の集計が出来ていませんが、最終的な数字は次号のかわら版で報告させていただきます。また、朝日新聞を講読されていない賛同者のみなさんにも見ていただくために、広告内容と賛同団体・個人のみなさんを掲載した新聞大のポスターをできるだけ早くにお届け致します。平和のために来年も頑張りましょう。

どうぞ良いお年をお迎えください。



平和かわら版

平和新聞茨城版

No.520
月3回 発行
2008.12.15

発行：茨城県平和委員会

〒310-0912 水戸市見川5-127-281

Tel/Fax 029-251-2806

E-mail ibahei@amber.plala.or.jp



田母神発言で思うこと

北茨城平和の会 藤田 稜威雄

●“北茨城市にも「九条の会」を”の思いから今年の2月16日に発会、憲法九条を主とした憲法の勉強会を重ね、九条は「球場」でもなく「窮状」でもなく「宮城」でもない、九条の会の思いの一端が理解されて来たかな、と手ごたえを感じていた時、11月1日の“田母神論文 事件”。ただ唾然そして怒り！

●風水害、地震など災害時に活躍する自衛隊をTVで目にするたびに、自衛隊への感情が甘くなってきていた。自衛隊の本質を忘れた愚かな思いであったか。自衛隊に入隊する人は、先の侵略戦争、国民に強制してきたことを反省し、真の「専守防衛」を望み、海外派兵は憲法で禁じられていること、非核三原則を堅持する、などの憲法を守る人である、とっていました。入隊のときは、宣誓文（政府方針を守り、政治に口出ししないなど）に署名する、田母神のような異論を持って入隊する者もいるだろうが、その論は排除されるはずである、と。自分の思いが浅はかであり、そのことに気づくことの感度の鈍さには反省するのみである。

●それから40数日が経過しましたが、マスコミ・新聞・雑誌の取り上げ方、政府の対応、全く合点のいかぬ事ばかりです。①以前から田母神は、幹部学校長時代から自分の主張を繰り返していた。今頃、解っても遅い。解った時点で問題にすべきです。②村山談話という言葉、「談話」という言葉から伝わるその軽さ。一国の総理大臣の公式発言が談話とは。日本が公式に世界、近隣諸国に謝罪したもので、歴代総理が踏襲してきたものは、“談話”ではなく“政府声明”とか“政府見解”とか。一個人的な発言ではない重みのあるものであることを認識すべきでしょう。”談話”で片づけてきたことも問題です。③政府方針に反し、空幕長という地位を利用した論文発表。その人間が懲罰らしきものを受けず、定年で7千万円の退職金を貰うとは。懲罰該当者になぜ退職金なのでしょう（旧日本軍と同じ過ちです）。

●これからの政府・国の対応がどうなるのか、護憲の立場からどのようなアクションがあるのか。「平和の会」「9条の会」の会合で、賛同会員の皆さんに状況報告し、訴えていく、それしかないかと思っていたとき、12月5日付の「平和新聞」に、「日本平和委員会が防衛省交渉」「自衛隊の体質総点検と

是正要求」の見出しと交渉詳細の記事が。さすが日本平和委員会、そして県平和委員会「かわら版」の的を得た記事に接し、最近のマスコミの報道姿勢に強い疑問を持っていましたが、大新聞・マスコミに代わる「平和新聞」「かわら版」の役割の重要性を改めて認識しました。

護憲の主張・訴えももちろんですが、あまりにも知らされていない自衛隊の教育の実情・リーダーの考えを明らかにしていくこともより重要と思います。

改憲論批判(2)

石岡平和の会 山口 裕

現自民党、公明党政権に一部民主党議員を加えての改憲論の眼目は、「憲法前文」と第九条の書き換えです。そのほかの条項をも改正が必要というのは口実です。

「現憲法前文」は、諸国の憲法前文には見られない、卓越した理念が掲げられています。その中の最重要理念には、「日本国民は、恒久平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。・・・われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。・・・」という極めて重い、全世界への平和のメッセージが含まれています。

然るに、今の日本が、この理念に反して、アメリカの世界戦略に取り込まれた、戦争荷担行為をしています。この矛盾を糊塗しようとするのが、「前文」と「九条第二項」の書き換えです。これはアメリカの戦略に少しでも貢献しようとする意向です。「九条第一項」を書き換えたいのはやまやま(アメリカは九条の廃止を望んでいる)なのでしょうが、今の日本国内の雰囲気では無理なので、少しづつ理念の後退を計る下心が見られます。「衣の下の鎧」が露見してきました。

自民党案の「前文」は、現行憲法のそれと比べて、文脈に起承転結が不明瞭で、言葉の羅列にすぎない、という批判があります。現行憲法のそれは、幣原喜重郎、田中耕太郎、金森徳次郎、斎藤隆夫、宮沢俊義、等々、当時の一流憲法学者、政治学者の集団で練り上げた文章です。今どきの政治家(政治屋)の手に負えるものではありません。

自民党案のそれは、その案文起草者の戦争概念認識不足、

特に前大戦の歴史的教訓を学んでいないことに起因すると思われる。某大学の歴史学教授が指導している、独善的な日本史書き換えの影響か、あるいはその直接指導を受けているのではないかと思われる。前大戦の「日本濡れ衣論」がおどりで出てきて、びっくり仰天しました。盧溝橋事件にはじまる日中全面戦争から太平洋戦争とその終局のビルマ大惨敗作戦と、独断専行的行動でその主役を演じた牟田口廉也司令官の亡霊を見るような気がしました。

懐疑的学徒出陣戦中派として、今進められようとしている憲法改正の前途に、時ならぬ暗雲が湧きおこる恐怖を、本能的に感じます。

【お詫びと訂正】

前号の「改憲論批判(1)」の記事中の表記に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

第3節	1行目	悲憤	悲嘆
	5行目	明瞭遠徹	明瞭透徹
	12行目	政治か	政治家

第5回常任理事会のお知らせ

と き：1月14日(水)午後1時～5時

ところ：いばらぎコープ水戸本部会議室

(赤塚北口5分。1階はダイケア菜の花館)

※仔細については、後日、通知にてお知らせいたします。

第3回理事会のお知らせ

と き：1月31日(土)午前10時～午後4時

ところ：県立青少年会館会議室(県立歴史館前)

※仔細については、後日、通知にてお知らせいたします。

< 12月度の会費・紙代等の納入のお願い >

平和委員会はどこからも財政援助を受けて下りません。みなさんの会費等が会の運動・組織を支えています。会費・紙代等の納入を宜しくお願いいたします。

今年も一年ありがとうございました。どうかよいお年を。